

十九番	大野行夫	君	二十番	宮沢良一	君
二十一番	高波忠	君	二十二番	末次性男	君
二十三番	岩田博	君	二十四番	塩野鉄之助	君

一 欠席議員はつぎのとおりである。

なし

一 欠員はつぎのとおりである。

なし

一 議会事務局職員はつぎのとおりである。

議事 局長	古谷徳男	君	議事 係長	市川昭利	君	主事補	尾野幸恵	君
----------	------	---	----------	------	---	-----	------	---

一 地方自治法第二百一十一条の規定による出席説明員はつぎのとおりである。

市長	石川常太郎	君	助役	篠崎俊夫	君
収入役	橋本孝蔵	君	教育長	町田倍二	君
秘書 員課長	高水求	君	庶務 課長	生子国利	君
企画財 政課長	上野重勝	君	環境保 全課長	八木房雄	君
経済 課長	森田進	君	福祉事 務所長	森田猛	君
建設 課長	黒田登	君	都市計 画課長	浅見裕康	君

日程第九

議案第百号

福生市民会館条例を廃止する条例

日程第十

議案第百一号

東京都市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村職員退職手当組合規約の変更について

日程第十一

議案第百二号

東京都市町村職員退職手当組合からの一部脱退に伴う財産処分について

日程第十二

議案第百三号

東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について

日程第十三

議案第百四号

昭和五十年年度福生市一般会計補正予算（第二号）

日程第十四

議案第百五号

昭和五十年年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計補正予算（第一号）

日程第十五

議案第百六号

昭和五十年年度福生市受託水道事業会計補正予算（第一号）

（第一号）

日程第十六

議案第百七号

昭和四十九年度福生市水道事業会計の利益剰余金の処分及び引継ぎについて

日程第十七

議案第百八号

昭和四十九年度福生市水道事業会計決算認定について

日程第十八

議案第百九号

中央幹線支線排水路新設工事請負契約

日程第十九

議案第百十号

市道路線の認定について

日程第二十

議案第百十一号

市道路線の廃止について

日程第二十一

議案第百十二号

武蔵野幹線排水路新設工事（第一工区）その三請負契約

日程第二十二

議案第百十三号

武蔵野幹線排水路新設工事（第二工区）その三請負契約

日程第二十三

議案第百十四号

武蔵野幹線排水路新設工事（第三工区）その三請負契約

日程第二十四

請願第三号

第七小学校区内に学童保育所設置に関する請願書

日程第二十五

請願第四号

子供の虫歯予防対策に関する請願書

午前十時 開議

○議長(貫井喜代次君) ただいまから昭和五十年第三回福生市議会定例会第二日目の会議を開きます。

これより日程に入ります。

○議長(貫井喜代次君) 日程第一議案第九十二号福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(市民課長 田村忠雄君登壇)

○市民課長(田村忠雄君) 御指名によりまして、議案第九十二号福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

提案理由は地方税法の一部改正によるものでございます。

内容でございますが、第十八条の二の第二号でございますが、これは保険料の減額の規定でございます。

低所得者——ある一定の基準以下の所得の方々には保険料の減額を行う規定でございます。前年の所得が市民税の基礎

控除の額と、それからここにございます現行では被保険者一人当たりにつきまして十一万円を乗じた額とを合わせた額以下の場合には、均等割りとは平等割りをそれぞれ四〇％ずつ減額することになっているわけでございます。この被保険者一人について乗じます一人当たりの額が、地方税法の施行令で決められているわけでございますが、今回地方税法の一部が改正になりました十三万円に引き上げられた関係で、十一万円を十三万円に改めようとするものでございます。

附則第三項でございますが、これは長期譲渡所得にかかります保険料の算定の特例の規定でございます。譲渡所得につきましては、市民税におきましては分離して別々に計算しているわけでございますが、国民健康保険の保険料につきましては、総所得金額に含めまして計算をいたしているわけでございます。これにつきましても今回地方税法の一部改正になりました特例期間が四十六年度から五十一年度であったものを五十年から五十六年度までに改正された関係で改めようとするものでございます。それから同項及び附則第六項中第十三条第二項第一号を削る関係でございますが、第十三条は保険料率の改正の規定でございます。三井定例会で料率改正の御議決をいただきました際に改正すべきだったのですか、申しわけないのですか、今回改正を

させていたきたいと上程申し上げたわけでございます。第十三条は保険料率の規定でございます。改正前の三月の時点で規定の中には所得割り額を求めるための所得の規定がございましたが、改正後は料率そのもので簡単に規定をいたしました関係で、改正前にありました総所得金額あるいは算入所得というような規定がなくなったためにあえて附則でうたう必要がなくなったため、第十三条第一項第一号を削るということでございます。

なお、附則では公布の日から施行いたしました、五十年分の保険料から適用することとでございます。

はなはだ雑駁な説明で申しわけございませんが、以上で説明を終わります。
○議長(貫井喜代次君) 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終わります。
○五番(森田治男君) この際動議を提出いたします。
ただいま議題となっております議案第九十二号については、厚生委員会に付

託し審査せしめられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) お諮りいたします。

ただいま木村治男君から所定の賛成者を得て、本案は厚生委員会に付託し審査せしめられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにより御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。

よって議案第九十二号は厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(貫井喜代次君) 日程第二議案第九十三号福生市児童育成手当条例

の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(福祉事務所長 木村 猛君登壇)

○福祉事務所長(木村 猛君) 御指名によりまして、議案第九十三号福生市

児童育成手当条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、児童育成手当の支給額の引き上げでございます。

内容につきましては、現行の児童育成手当三千円を三千五百円に、障害手当五千円を五千五百円、それから特別手当四千円を五千円に引き上げようとするものでございます。育成手当、これは御存じのように父又は母等が死亡いたしました

場合に、義務教育終了前の子供に支給するものでございます。それから障害手

当につきましては、二十歳未満で身障二級、精神薄弱者の場合中度、脳性麻

痺、進行性筋萎縮症でございます。国の児童手当につきましては、日本国民で

ございますが、福生市の児童手当の場合にはそれ以外、いわゆる外国人を対象に

したものでございます。これは十八歳未満の児童を扶養している場合、第三子目以

降の児童に支給しようとするものでございます。

なお、参考までに申し上げますと、現在の該当者は育成手当の方が約二百七十六人、障害手当の方が三十三人、特別手当の方が十三人、合計三百二十二人となっております。

附則におきまして、昭和五十年十月分以降の手当から適用しようとする

ものでございます。

簡単でございますけれども説明を終わらせていただきます。
慎重審議の上、原案可決されるようお願いいたします。

○議長(貫井喜代次君) 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

○五番(森田治男君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第九十三号については、厚生委員会に付託し審査せしめらんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) お諮りいたします。

ただいま森田治男君から所定の賛成者を得て、本案は厚生委員会に付託し審査せしめらんたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。

よって議案第九十三号は厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(貫井喜代次君) 日程第三議案第九十四号福生市老人福祉手当条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(福祉事務所長 本田 猛君登壇)

○福祉事務所長(本田 猛君) 御指名によりまして、議案第九十四号福生市老人福祉手当条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。
提案理由といたしましては、老人福祉手当の支給額を引き上げるためでございます。

内容につきましては、第三条中、七千五百円を八千五百円に引き上げようとするものでございます。この該当者と申しますのは満六十五歳以上で六カ月以上の寝たきり老人に対しまして支給しているものでございます。なお、該当者は現在

五十名でございます。

附則におきまして五十年の十月分以降の手当から引き上げようとするものでございませう。

雑駁でございますけれども説明を終わらせていただきます。

慎重御審議の上、原案可決くださるようお願いいたします。

○議長(貫井喜代次君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

○五番(森田治男君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第九十四号については、厚生委員会に付託し審査せしめられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) お諮りいたします。

ただいま森田治男君から所定の賛成者を得て、本案は厚生委員会に付託

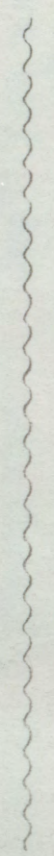


し審査せしめられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございせんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。よって議案第九十四号は

厚生委員会に付託することに決定いたしました。



○議長(貫井喜代次君) 日程第四議案第九十五号福生市重度心身障害者福

祉手当条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(福祉事務所長 木林田 猛君登壇)

○福祉事務所長(木林田 猛君) 御指名によりまして、議案第九十五号福生市

重度心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並

びに内容につきまして御説明申し上げます。

提案理由は、重度心身障害者福祉手当制度の支給額を引き上げよう

とするものでございませう。

内容につきましては、第三条中、五千円を五千五百円に改めようとするものでございます。なお、これらの該当者は身体障害者の場合は二級以上、精神薄弱者の場合は中度以上、脳性麻痺、進行性筋萎縮症でございます。この該当者は現在九十名でございます。

附則におきまして、昭和五十年の十月分以降の手当から引き上げようとするものでございます。

以上、雑駁でございますけれども説明を終わらせていただきます。

慎重御審議をいただきまして、原案可決されますようお願いいたします。

○議長(貫井喜代次君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

○五番(森田治男君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第九十五号については、厚生委員会に付託し審査せしめられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) お諮りいたします。

ただいま森田治男君から所定の賛成者を得て、本案は厚生委員会に付託し審査せしめられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。よって議案第九十五号は厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(貫井喜代次君) 日程第五議案第九十六号福生市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(福祉事務所長 木林田 猛君登壇)

○福祉事務所長(木林田 猛君) 御指名によりまして、議案第九十六号福生市災

害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、法律の一部改正によるものでございます。

それでは内容につきまして御説明申し上げます。

これは災害弔慰金と災害援護の貸付金と、この二通りに分かれているわけでございます。まず第五条の災害弔慰金の額の改正でございます。災害弔

慰金につきましては、現行条例では五十万円となっておりましたのを改正いたしまして、生計を維持しているものには百万円、その他のものにあつては五十万円を支給しようとするものでございます。なお、この弔慰金の該当の災害でございますけれども、

全壊あるいは全壊の場合が五戸以上の場合に対象になるわけでございます。

その次に第十条の改正でございますが、いままで貸付限度額が五十万円でございますでしたが、それを百万円に引き上げようとするものでございます。表の

改正でございますが、世帯主の一月以上の負傷の場合は現行の三十万円、家財の三分の一以上の損害の場合、現行二十万円を三十万円に引き上げようとするものでございます。それから住居の半壊の場合、現行三十万円を四十万円に、住居

の全壊の場合、五十万円を七十万円に、それから三の関係でございますが、一カ月以上の負傷と家財の三分の一以上の損害の場合でございますが、現行五十万円を六十万円、次のオでございますけれども、一カ月以上の負傷と住居の半壊が新しく加わりまして七十万円、それから一カ月以上の負傷と住居の全壊、これもやはり新しく加わりまして百万円、それから四の場合でございますが、住居の全体が損壊若しくは流出し、又はこれらと同等的な特別な事情がある場合、百万円ということでございます。この場合でございますが、この中で七十万円になっておりますが、災害の場合幾らか物が残るわけでございます。それでこの七十万円の場合には七〇％程度の全壊を指しているということでございます。それ以上の損害があつた場合には七十万円ではなくて百万円まで貸し付けをしようとするものでございます。なお、この百万円の場合には、市長が大臣と協議するとされております。

なお、これらの災害資金の貸付金を受けられる災害とは、災害救助法が発動された場合でございます。災害救助法が発動されないとこれには該当しません。災害救助法の発動は普通の場合には人口で定められておりますので、三万人から五万人の場合には六十戸以上が被害にあった場合でございます。